

茨城県立農業大学校
「新型コロナウイルス感染症に関する対応ガイドライン」
(2020.12.15 Ver2)

1 感染症対策

(1) こまめな手洗い，手指消毒

- ・流水と石けんでの手洗いを基本とする。
- ・流水による手洗いができない場合などに，アルコールの手指消毒液を使用する。
- ・外から建物内に入る時，トイレの後，食事の前後等，こまめに行う。
- ・洗面所に石けんを常備しておく。

(2) マスク着用

- ・教室内でもマスクの着用を徹底するとともに，一定の間隔を空けるように工夫する。
- ・学生自身のマスクが使用不能になった場合に備え，予備のマスクを学校で用意しておく。
- ・熱中症などの健康被害が発生する可能性が高いと判断した場合は，マスクを外し，その際は，学生等の間に十分な距離を保つなどの配慮をする。また，室内においては，換気にも配慮する。

(3) 共用部分の消毒

- ・アルコールあるいは濃度 0.05%に薄めた次亜塩素酸ナトリウム液で，ドアノブ，手すり，スイッチなどの多くの学生が触れる場所を拭く。
- ・1日1回以上は消毒を実施する。
- ・ドア（ドアノブ含む）や水道蛇口などに触れる回数を減らす（ドアの開放など）。

(4) 換気は，2方向の窓を同時に常時開放

- ・2方向の窓を広く開ける。※対角線上の窓を開けることが効果的
- ・窓のない部屋は，入り口の開放，換気扇を用いるなどの対応をとる。
- ・体育館でも，窓の開放等により換気を行う。
- ・授業中も，2方向の窓を開けておくことが望ましい。
- ・最低でも，休み時間ごとに換気を行う。
- ・教室等のドアは，換気の目的とあわせて，学生が共用部に触れないように開放しておいてもよい。
- ・冷暖房設備の使用時においても，換気の時間を設定する。

(5) 毎朝の検温と健康状態の確認

- ・毎朝の検温及び風邪症状の確認を行う。
- ・発熱等の風邪の症状がある場合には，寮あるいは自宅で休養させる。
- ・検温結果及び健康状態は，記録・提出させる。

(6) 学校に非接触型体温計を整備

- ・登校後は，教室へ入る前に，検温（家庭で検温していない場合），手洗い，手指の消毒等をする。
- ・熱が通常より高い等の症状があり，感染が疑われる場合は，保護者に連絡して迎えに来てもらい自宅休養とする。その場合，他の学生等との接触を可能な限り避けられるように寮の自室あるいは進路指導室等で待機させるなどの配慮をする。

2 登下校

(1) 電車やバスによる通学

- ・マスクを着用し、会話を控える。
- ・可能な限り間隔を空けて乗車する。

(2) 自家用車等による通学

- ・マスクを着用する（特に通学途中でガソリンスタンド等に立ち寄る場合）。

3 授業

(1) 机の配置等

- ・机の間隔を確保する。
- ・パソコン教室等で固定式の机で対面となる場合は、衝立を設けるとともに可能な限り座席の間隔を確保する。
- ・座席の間隔に一律にこだわるのではなく、頻繁な換気などを組み合わせるなど、柔軟に対応する。

(2) 大声での発言等を控える

- ・近距離での会話や発声等も避ける。

(3) 共用の教材・教具・情報機器等は使用前に必ず消毒

- ・実験台・実験器具等、使用前に消毒をする。

(4) 体育

- ・全ての運動領域において、可能な限り感染症対策を行った上で実施する。ただし、学生が密集する運動、近距離で組み合ったり接触したりする運動については、実施内容を検討する。
- ・運動不足や体力の低下が懸念されるため、準備運動や整理運動を十分に行うとともに、運動時間や運動強度を調整する。

① 感染症対策

- ・換気をこまめに行う。
- ・密集、密接を避ける（着替え、集合、活動中等）。
- ・共有の用具や器具は適切に消毒する。
- ・授業前後の手洗いを徹底する。
- ・マスクの着用は必須としないが、人との距離を2メートル以上確保し、不必要な会話や発声を避ける。マスクを着用する場合は、呼気が激しくなる運動は控え、苦しい様子が見られる場合はマスクを外して休憩するよう指導する。
- ・教師は原則として体育の授業中もマスクを着用する。ただし、身体へのリスクがある場合や自らが運動を行う場合に外すことは問題ない。

② その他

- ・適切に熱中症対策を講じる。

(5) その他

- ・実習の前後の手洗いを徹底する。
- ・実習の際は、人との距離を2メートル（最低1メートル）空ける。

4 学校行事

(1) 行事の精選

- ・学校行事は、学生の学校生活に潤いや、秩序と変化を与えるものであり、それぞれの行事の意義や必要性を確認しつつ、年間を見通して実施する学校行事を検討する。
- ・感染症予防の対策を講じることが難しい学校行事は中止を含めて検討する。
- ・全ての運動領域において、可能な限り感染症対策を行った上で実施する。ただし、学生が密集する運動、近距離で組み合ったり接触したりする運動については、実施内容を検討する。

(2) 実施方法や内容の検討、実施時期の設定

- ・学校行事を実施する場合は、開催する時期、場所や時間、開催方法等について十分配慮する。

5 食事

(1) 食事をする際は、対面での座席配置をしない。また、座席の間隔を確保する。

(2) 食事をする際は、できる限り会話を控える。

(3) 食堂は入れ替え制にするなど、分散する工夫をする。

(4) 食事前後は、学生等全員が必ず流水と石けんでの手洗いやアルコールによる手指消毒を徹底する。

6 休み時間

(1) 会話をする際には、適切な距離を保つ。

(2) お互いの体が接触するような遊びは行わない。

7 寮生活

(1) 2人1部屋を1人1部屋に変更して在寮者数を制限する。

(2) 部外者の出入り禁止を遵守する。

(3) 多人数での集会や入浴を避ける。

(4) 集会室の利用は禁止する。

(5) トイレやドアノブ、浴室、脱衣所、洗面所等複数の人が触る箇所は、掃除と合わせて消毒する。

8 清掃活動

(1) 床の清掃時等は、ウイルスが飛散しないように注意する。

(2) ほうきやモップ等、共用する用具は消毒を心掛ける。

(3) 換気のよい状況で、マスクをした上で行う。

(4) 掃除が終わった後は、必ず石けんを使用して手洗いをする。

9 熱中症対策

(1) 近年の猛暑に対応するため、7月～8月の授業では、特に、熱中症の対策に配慮する。

(2) 暑さ指数（WBGT値）を踏まえた授業を行う。

※WBGTとは、気温、湿度、輻射熱の3つの指標を取り入れた温度の指標（環境省HP）

(3) 学校の教育活動全体において、適宜、水分補給ができるよう配慮する。

(4) 温度や湿度などの室内環境にも配慮し、空調設備と換気を併用する。

(5) 学校指定のジャージでの生活を認めるなど、学生の服装についてできる限り配慮する。

10 冬季における換気対策

- (1) 空気が乾燥し飛沫が飛びやすくなることや、季節性インフルエンザが流行する時期なので、徹底して換気に取り組む。気候上可能な限り常時換気に努めるが、難しい場合は少なくとも休み時間ごとに窓を全開にして換気する。
- (2) 換気により室温低下による健康被害が生じないように、学生に温かい服装を心がけるよう指導する。

11 学びの保障

- (1) 学習内容が定着していない学生には、別途、個別の補講の実施や課題などで必要な措置を講じる。
- (2) 学校再開後も動画配信、双方向型オンライン学習等、ICTを活用した家庭学習と学校における授業を組み合わせ、学生の学びの保障に努める。

12 学生の出欠の扱い

- (1) 学生から「感染が不安で休みたい」又は保護者から「感染が不安で休ませたい」と相談があった場合、まず、保護者から事情をよく聴取し、学校で講じる感染症対策について十分説明するとともに、学校運営の方針について理解を得るように努める。
- (2) その上で、新型コロナウイルス感染症について現時点で未だ解明されていない点も多いなどの特性に鑑み、例えば、感染症経路の判らない患者が急激に増えている地域であるなどにより、感染の可能性が高まっていると学生又は保護者が考えるに合理的な理由があると校長が判断する場合には、茨城県立農業大学校履修規定第 11 条第 4 項を適用し、公欠として扱うことができる。
- (3) 出席停止等の取扱い※

以下の①においては、茨城県立農業大学校履修規定第 11 条第 4 項を適用し、公欠として扱う。また、②についても同様に公欠として扱うことができる。

※別添「感染及び発熱等における出席停止等の考え方」参照

①学校保健安全法第 19 条に基づく出席停止（学校教育法第三の 2 学校保健法施行令の一部改正関係：出席停止の指示、出席停止の報告等の規定を専修学校に準用することとしたに基づく）

- ・感染が判明した学生
- ・感染者の濃厚接触者に特定された学生
- ・感染の疑いのある学生（息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状がある場合、重症化しやすい者で発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある場合、発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が 4 日以上続く場合）
- ・発熱等の風邪の症状がみられる学生（仮にすぐに風邪の熱や咳など主要症状が治まったとしても、症状がなくなってから 2 日経過するまでは登校を控える）
- ・同居の家族に感染の疑いがあり、学校を休ませる学生。例えば、同居の家族に発熱等の風邪の症状がみられ、PCR 検査を受ける場合、学生を出席停止として自宅で健康観察とすることが考えられる。なお、感染が蔓延している地域（文科省が作成した衛生管理マニュアル(2020.9.3Ver.4)に示されたレベル 2 や 3 の感染状況の段階である地域）においては、同居の家族に発熱等の風邪の症状がみられるときは、出席停止とする。

②「学生又は保護者の責任に帰すことのできない事由で欠席した場合などで、校長が出席しなくてもよいと認めた日」として扱う場合

- ・医療的ケアを必要とする学生や基礎疾患等があることにより重症化するリスクが高い学生について

て、主治医の見解を保護者に確認し、学校での受け入れ体制も含め、登校すべきでないとは判断された場合。

- ・保護者から感染が不安で休ませたいと相談があった学生で、例えば、感染経路の分からない患者が急激に増えている地域であることなどにより、感染の可能性が高まっていると保護者が考えるに合理的な理由があると校長が判断する場合。

13 PCR 検査を受ける場合等の対応及び出席判断※

※別添「感染及び発熱等における出席停止等の考え方」参照

(1)PCR 検査を受ける場合

- ・学生が検査を受けることを農業技術課及び農業総合センターに報告する。
- ・検査結果を農業技術課及び農業総合センターに報告する。
- ・PCR 検査を受けた学生は、結果が判明するまで出席停止とする。なお、結果判明後も十分に健康観察を行う。

(2)感染者及び濃厚接触者が出た場合

①PCR 検査で陽性となった場合（感染者が出た場合）

- ・完治するまで出席停止。（主治医等の判断による。陰性であっても主治医等の判断に従う）
- ・感染者の学校内での活動状況や地域の感染拡大状況を踏まえ、学年単位又は学校全体の臨時休業の措置を検討する。

②同居の家族

- ・同居の家族が感染者となった場合は、出席停止とする。
- ・同居の家族が濃厚接触者と認定された場合は、保健所の判断に従う。

③濃厚接触者の特定

- ・濃厚接触者は、PCR 検査の結果が陰性であっても、感染者と最後に接触した日から 14 日間出席停止とする。
- ・濃厚接触者の特定については、保健所が感染者本人に行動履歴等をヒアリングするが、学校でも把握に努める。

(3)感染者が出た場合の学校の対応

- ・校内の消毒を十分に行う。
- ・濃厚接触者だけでなく、学生及び教職員全員の健康観察を徹底する。

14 学生の心のケア

- (1) 担任を中心として、健康相談等による支援を行うなどして、学生の健康観察、心のケアに適切に取り組む。学校再開後に、登校しない日が数日続く学生には、家庭訪問等を実施し早めに対応する。

15 重症化のリスクの高い学生等への対応

- (1) 医療的ケアを必要とする学生に対しては、主治医の見解を保護者に確認のうえ、個別に登校の判断をする。
- (2) 基礎疾患等があることにより重症化するリスクが高い学生等についても、主治医の見解を保護者に確認のうえ、登校の判断をする。

16 教職員の感染症対策

- (1) 教職員においては、学生等と同様、手洗いや咳エチケット等の基本的な感染症対策に取り組むほか、飛沫を飛ばさないよう、マスクを着用する。
- (2) 毎朝の検温や風邪症状の確認などの健康管理に取り組むとともに、風邪症状がみられる場合は、自宅で休養する。
- (3) 教職員室等における勤務については、可能な限り他者との間隔を確保（おおむね1～2メートル）し、会話の際は、できるだけ真正面を避けるようにする。
- (4) 職員会議等を行う際には、最小限の人数に絞ること、換気をしつつ広い部屋で行うこと等の工夫とともに、キャンパス間の会議ではできるだけテレビ会議システムを活用する。
- (5) 職員が新型コロナウイルス感染症に感染した場合は、令和2年7月31日付総事第241号で通知のあった「所属職員が新型コロナウイルス感染症に感染した場合の健康管理上の対応について」を基に対応する。

17 調理施設等における感染症対策

- (1) 調理場内の施設・設備等の十分な洗浄・消毒を行う。
- (2) 調理受託業者においても健康状況等の確認を確実にを行う。
また、体調等に変化があった場合には、作業中であっても衛生管理責任者等に申し出ること等を徹底させる。
- (3) 食品納入業者は調理施設内に入場させずに、施設の外で、食品の受け渡しを行う。
- (4) 調理受託業者が休憩する場所は、3密にならない対策（向かい合わせにならない食事、マスクを着用した会話等）を行い、着替えも密にならないように順番に行う。

18 「いばらきアマビエちゃん」の登録と活用

- (1) 「いばらきアマビエちゃん」の登録をして、学校行事（農大祭、オープンキャンパス、卒業式等）等で、来校者が見込まれる場合、積極的に活用する。
- (2) 学校行事の際、来校者の密集を避けるため、「いばらきアマビエちゃん」のQRコードを受付等の複数の場所へ掲示、または印刷して当日配布する。

19 その他の事項

- (1) 新型コロナウイルス感染症を学生が正しく理解し、感染リスクを避けることができるように、次の点に留意して指導を行う。
 - ・なぜ、その対策をする必要があるのか学生が考えて、主体的に行動できるようにする。
 - ・免疫力を高めるため「十分な睡眠」「適度な運動」及び「バランスの取れた食事」を心掛ける。
 - ・新型コロナウイルス感染症は、一般的には飛沫感染、接触感染で感染することを理解する。
 - ・感染症対策では、感染源を絶つこと、感染経路を絶つこと、抵抗力を高めることの3つのポイントを踏まえ、取組を行うことが重要であることを理解する。
- (2) ポスターの掲示等で、新型コロナウイルス感染症の予防について啓発する。
- (3) 感染者、濃厚接触者である学生が、差別・偏見・いじめ・誹謗中傷などの対象とならないよう十分な配慮・注意をする。
- (4) 感染症対策の持ち物として、清潔なハンカチ、ティッシュ、マスク、及びマスクを置いたり持ち運んだりするための布又はビニール袋等を持参するように指導する。

- (5) 学校内で発熱等の風邪症状が生じて保護者が迎えに来るまで、学生が一時休養する部屋を確保する。
- (6) 感染した学生、濃厚接触の可能性のある学生がいた場合の校内の連絡体制及び県への連絡体制を整える。 別添「新型コロナウイルス感染症対応フローチャート」参照
- (7) 学校内での感染拡大防止のためには、学校外からウイルスを持ち込まないことが重要であるため、家庭にも協力を呼び掛ける。

感染及び発熱等における「出席停止等の考え方」

R2.12.15 茨城県立農業大学校

| 事例 ※は根拠 | 対象 | 状況 | | 出席停止の期間 | | 備考 | |
|--------------|------------|--------------|---------------------------------------|------------------------------------|------------------------|--|--------------------------|
| | | | | 開始日 | 終了日 | | |
| 1 ※1,3 | 本人 | 感染が判明した | | 感染が判明した日 | 専門医等が登校を許可した日 | | |
| 2 ※2 | | 感染の疑いがある | 息苦しさ(呼吸困難), 強いだるさ(倦怠感), 高熱等の強い症状がある場合 | 症状が出た日 | 症状が治まった日 (本人と学校の相談) | 出席停止期間中に感染が判明した場合は事例1の対応 | |
| 3 ※2 | | | 重症化しやすい者で, 発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある場合 | 症状が出た日 | 症状が治まった日 (本人と学校の相談) | 出席停止期間中に感染が判明した場合は事例1の対応 | |
| 4 ※1,3 | | | 感染者の濃厚接触者として特定された者 | 感染者と濃厚接触のあった日の翌日 | 左記開始日から14日間 | 出席停止期間中に感染が判明した場合は事例1の対応 PCR検査を受けた場合の終了日は, 事例7および8を参照 | |
| 5 ※1,2,3 | | 発熱など風邪の症状がある | 発熱などの風邪の症状がある | | 症状が出た日 | 発熱等が治まった後, 2日経過した日 (受診した際は医師の判断に従う) | 発熱等が4日以上は, 事例6参照 |
| 6 ※2 | | | 4日以上症状が続き相談センター(保健所)に相談した | | 症状が出た日 | 症状が治まった日 (本人と学校の相談) | |
| 7 ※3 | | | PCR検査受診 | 陰性 | 症状が出た日 | 結果判明まで (保健所の判断に従う) | (濃厚接触者は感染者と接触後14日間は出席停止) |
| 8 ※1,3 | | | | 陽性 | 症状が出た日 | 主治医が登校を許可した日 | 出席停止期間中に感染が判明した場合は事例1の対応 |
| 9 | 家族 (同居) | 感染が判明した | | 家族の感染が判明した日 | 相談センター(保健所)の判断に従う | | |
| 10 | | 感染の疑いがある | 濃厚接触者と認定された | | 保健所の判断に従う | 同左 | |
| 11 ※3 | | | 発熱などの風邪の症状がある | PCR検査を受ける場合 | 自宅にて経過観察 | 診断結果による | |
| 12 ※1,2,3 | | | | 感染が蔓延している地域 (※3に示されたレベル2, 3の地域) | 発熱などが見られた日 | 症状が治まった日 | |

<根拠>

※1 文部科学省「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～学校の新しい生活様式～」2020.9.3Ver.4

※2 厚生労働省「新型コロナウイルスに関するQA」

※3 茨城県新型コロナウイルス感染症対策「県立高校等 学校再開ガイドライン」

茨城県立農業大学校 新型コロナウイルス感染症対応フローチャート ～新型コロナウイルス感染症に感染の疑いのある学生の場合～

